

身体拘束等の適正化のための指針

C A S 株式会社

住宅型有料老人ホームサポートハウスひばり

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。施設、事業所では、利用者の尊厳に基づき、安心安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、職員が身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない利用者支援の実施に努めます。

(1)身体拘束の廃止

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため急遽やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2)急遽やむを得ない場合の例外三原則

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として急遽やむを得ず拘束を行う場合は、身体拘束等適正化委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性、非代替性、一時性の3要件を全て満たした場合にのみ、家族に説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

①切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの条件をすべて満たすことが必要です。

2.身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1)身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討するために、身体拘束等適正化委員会(以下、「委員会」と省略)を設置します。

委員会は年2回以上開催します。特に、急遽やむを得ない理由から身体拘束を開始する場合(実施している場合も含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2)委員会の構成メンバー

- ・施設長(委員長) : 仲神
- ・介護支援専門員 : 勝又
- ・事務長 : 渡辺
- ・看護職員 : 寺下
- ・リハビリ職員 : 臼井
- ・介護職員 : 山形・長田
- ・通所職員 : 行方

(3)委員会では次のような内容について協議し、検討結果を従業員に周知徹底します。

①3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

②身体拘束を行っている利用者がある場合

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

③身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合

3要件の該当状況、特に代替案を検討します。

④今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合、家族、関係機関等との意見調整の進め方を検討します。

⑤意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し

⑥今後の予定(研修、次回委員会)

⑦今回の議論のまとめ、共有

(4)虐待防止委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

3.日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活で以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や対応等で、利用者に精神的な自由をように努める。

③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行わない。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努める。

4.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1)職員に対する身体拘束等適正化のための研修は、本指針に基づき身体拘束等適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発することを目指します。
- (2)研修は年2回以上行います。
- (3)研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

5.施設、事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

急遽やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6.身体拘束発生時の対応に関する基本方針

(1)3要件(切迫性、非代替性、一時性)の確認

(2)要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体拘束等適正委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組みます。

(3)記録等

急遽やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者、家族へ説明し個別支援計画へ記載します。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位、内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

附則

本指針は、令和5年9月15日より施行する。